

# 大橋川沿川の景観形成に関する 基本計画(案)検討の流れについて

1. 景観専門委員会のこれまでの検討について ..... 1
2. 景観形成に関する基本計画(案)検討の流れについて ..... 2

平成 18 年 12 月 11 日

## 1. 景観専門委員会のこれまでの検討について

景観専門委員会におけるこれまでの主な検討項目を以下に示した。これまでに、現況景観の把握・分析（景観要素の抽出・整理、景観特性による区域区分等）、景観に関する法律・条例や沿川景観の歴史的背景の整理を行い、景観形成に関するキーワードの抽出と基本方針の作成を行ってきた。これらの検討内容をふまえ、今後、景観形成に関する基本計画の検討へ入っていく。

第一回

- 委員会立ち上げ（大橋川周辺まちづくり検討委員会と合同開催）
- ・ 委員会の設立趣旨・進め方等について
  - ・ 松江市および大橋川周辺地域の現状について
  - ・ 大橋川周辺地域のまちづくりの課題および検討内容

H17.11.18



第二回

- 大橋川沿川における現況景観の把握・分析
- ・ 大橋川沿川の景観要素の抽出・整理
  - ・ 大橋川の景観的特性の整理

H18. 1.26



第三回

- 視察・意見交換（大橋川周辺まちづくり検討委員会と合同開催）
- ・ 先例地視察と大橋川周辺地域のまちづくりについての意見交換

H18. 4.19



第四回

- 大橋川沿川の景観形成に関する基本方針の検討のためのキーセンテンスの抽出
- ・ 景観に関する法律・条例等からみた検討
  - ・ 沿川景観の歴史的背景からみた検討
  - ・ 現況景観の特徴からみた検討
  - ・ まちづくり検討委員会における審議内容からの検討

H18. 5.17



第五回

- 大橋川沿川の景観形成に関するキーワードの抽出と基本方針（案）の検討
- ・ 景観形成に関わるキーワードの整理
  - ・ 景観形成に関する基本方針（案）の検討
  - ・ 検討対象とする景観要素の整理、視点場・視点方向の検討

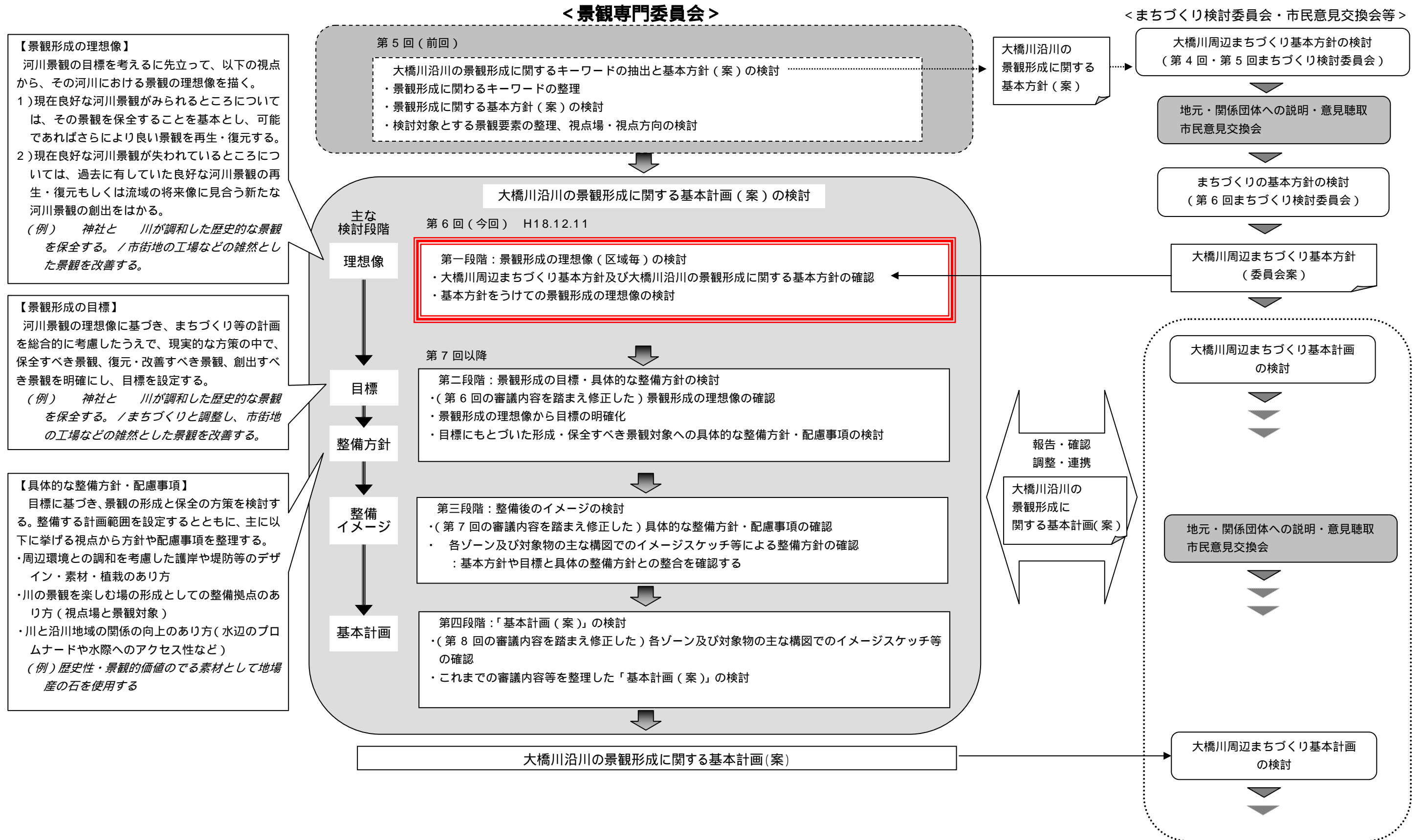
H18. 6.27



大橋川沿川の景観形成に関する「基本計画」の検討へ

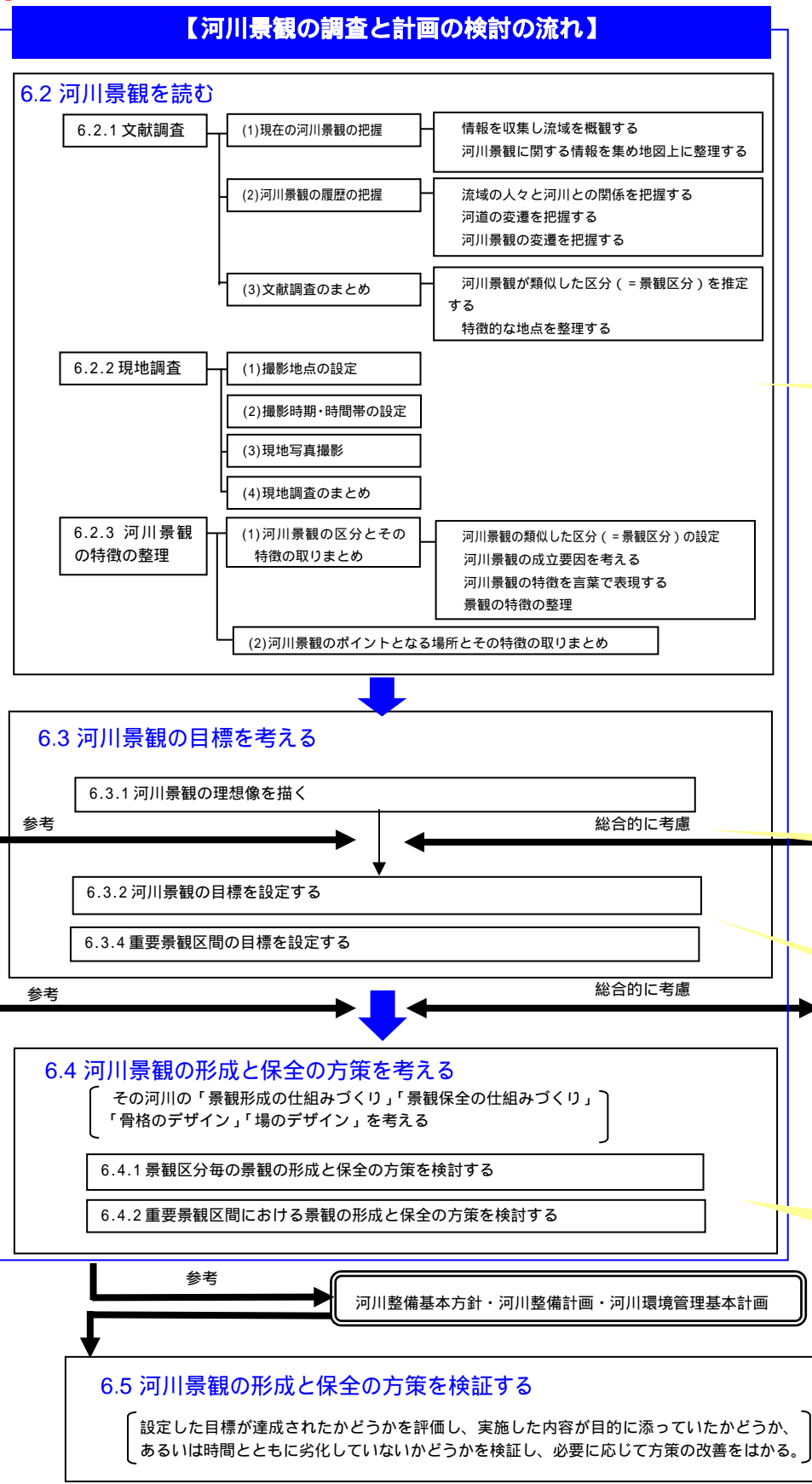
## 2. 景観形成に関する基本計画(案)検討の流れについて

基本計画検討における今後の検討項目及び流れ(案)を下図に示した。検討項目及び流れについては、「河川景観の形成と保全の考え方(平成18年10月国土交通省河川局)」(参考1参照)や景観アセスメント(参考2参照)の流れを参考にした。検討の各段階においては、大橋川周辺まちづくり検討委員会への報告・確認を行い、調整・連携をはかりつつ進めていくこととする。



【参考 1: 「河川景観の形成と保全の考え方(平成 18 年 10 月 国土交通省河川局)」について】

「河川景観の形成と保全の考え方」  
参考資料: P6-2 より



「河川景観の形成と保全の考え方」は、美しい河川景観を形成・保全するための総合的なガイドラインとして、平成 18 年 10 月に国土交通省河川局から公表されたものである。  
『それぞれの河川や地域の自然・歴史・文化・生活にふさわしい河川景観の形成や保全をはかる』ことを目的として、川づくりに関わる人々が、河川および河川景観の成り立ちや特性を学び、河川景観の形成・保全についての方針や計画を定め、設計、整備、維持管理等を行うために、必要な視点、考える手順、整理すべき情報、活用すべき手法等が示されている。

**【景観の形成と保全の方策を考える検討の流れ】**  
大橋川沿川の景観形成に関する基本計画の策定の流れのうち、景観形成の理想像の検討、目標・具体の整備方針の検討については、主に本手引きにおける河川景観の「目標を考える」「景観の形成と保全の方策を考える」の流れを参考にした。(下記概念図: 「河川景観の形成と保全の考え方」参考資料 p.6-55)

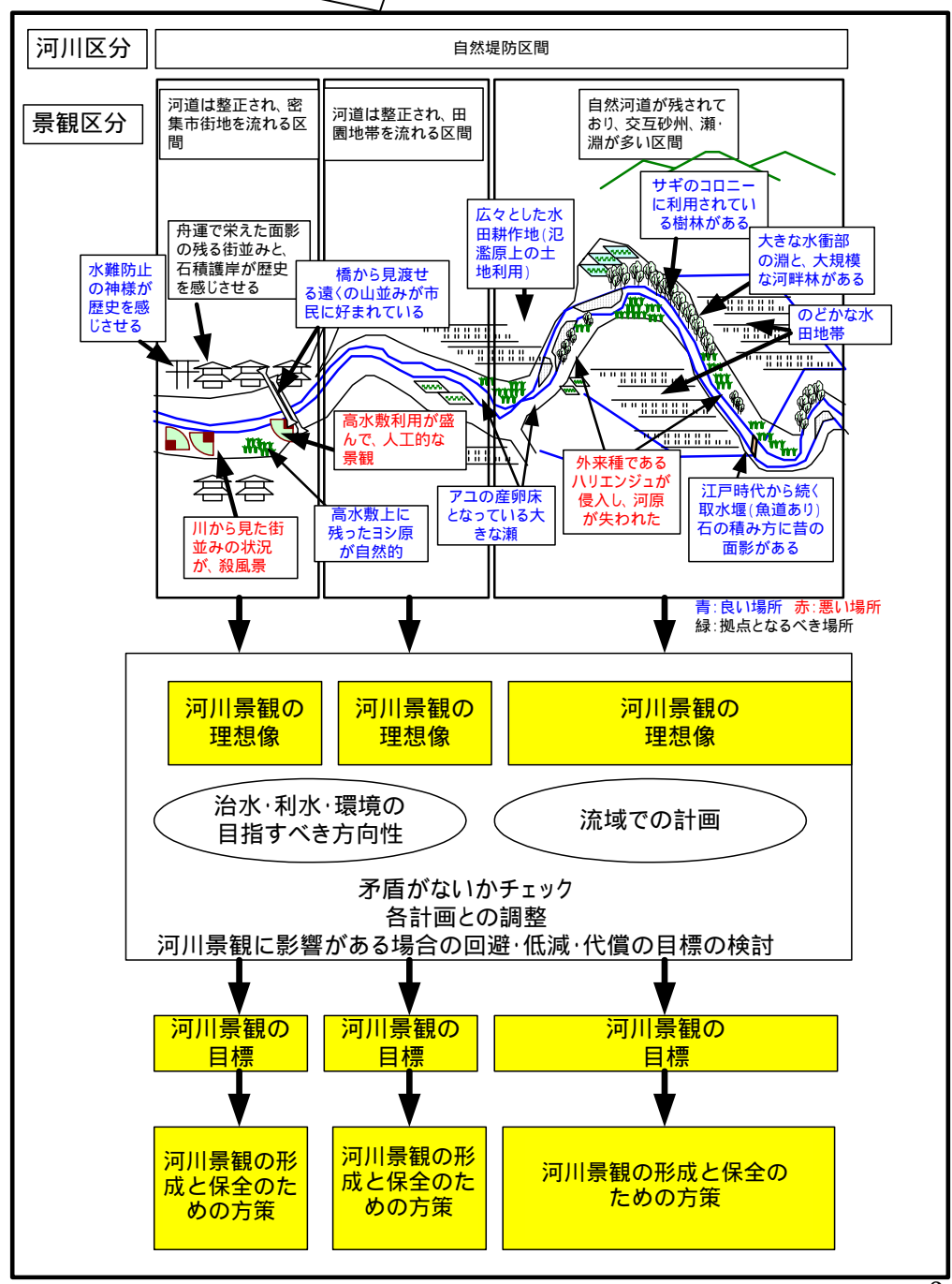
景観専門委員会  
第 1 回 ~ 第 5 回

大橋川沿川の景観形成に関する基本方針 (委員会案)

景観専門委員会  
第 6 回: 理想像 (区域毎) の検討

景観専門委員会  
第 7 回: 目標の検討

景観専門委員会  
第 7 回: 整備方針の検討  
第 8 回: 整備イメージの検討  
第 9 回: 基本計画(案)の検討





【参考 2: 景観アセスメントについて】

景観アセスメントとは、平成15年7月に策定された「美しい国づくり政策大綱」内の施策展開に位置づけられた景観評価のシステムであり、現在、全国50箇所程度で試行されている。なお、現時点では試行段階ということで、正式なガイドラインは示されていないが、「景観アセスメント」の指針となる「国土交通省所管公共事業における景観評価の基本方針(案)(平成16年6月策定)」(以下、基本方針(案)と記す)が示されている。

「国土交通省所管公共事業における景観評価の基本方針(案)(平成16年6月策定)」の主なポイント

1. 景観形成の基本的な考え方、方向性などを「景観整備方針」として明確化する。
2. 景観評価に当たって、専門的な立場から指導・助言する「景観アドバイザー」を任命する新たな仕組みを導入する。
3. 住民や学識経験者等にインターネットやワークショップ等により情報提供し、広く意見聴取に努める。
4. 各段階で「景観整備方針」に基づき適切に形成されているか「景観の評価」を実施する。

公共事業における景観アセスメント(景観評価)システムについて

景観評価の目的

- 景観に配慮した良質な公共空間は、地域の価値を向上させ、地域住民に精神的な豊かさをもたらすと同時に、後世における資産となるべき性格を有する
- 事業実施に当たり、事業者、地方公共団体、住民、学識経験者等の関係者の多様な意見を聴取し、**景観形成にあたり配慮すべき事項**や**景観整備方針**等を策定し、それに基づき**予測・評価及び改善措置等の検討**を実施し、事業に反映することにより、景観に配慮した社会資本整備を推進する

景観評価実施による効果(イメージ)

景観に配慮した道路防護柵



今後の予定

- 今年度から、直轄事業の一部を対象に、**試行に着手**
- 試行結果を踏まえ、景観アセスメント(景観評価)システムを**早期に確立**

国土交通省所管公共事業における景観評価の基本方針(案)

